

日本潰瘍学会 学術奨励賞・学会賞 細則

平成31年2月2日 施行
令和2年1月15日 一部改定
令和2年5月29日 一部改定
令和5年1月30日 一部改定
令和6年1月15日 一部改定

(目的)

第1条 日本潰瘍学会学術集会時に学術奨励賞および学会賞を設け、その選考について必要な事項を定める。それぞれ、学術集会時に優れた演題を選考し、授与する賞とする。

【学術奨励賞・学会賞選考委員会】

第2条 学術奨励賞・学会賞選考委員会（以降、委員会）は次のように定める。

- (1) 委員会は委員長、副委員長、委員、及び理事長、当該年度の大会長の10名程度で構成される。ただし、受賞候補者の専門分野を勘案し、委員若干名を追加することができる。
- (2) 理事長は委員長、副委員長及び委員を選任し委嘱する。
- (3) 受賞者は委員会にて決定し、理事長の承認を得る。

【学術奨励賞】

第3条 学術奨励賞は次のように定める。

- (1) 本学学術集会において優れた研究を発表した若手演者に授与し、若手研究者の啓発やキャリア・アップ支援を目的とする。
- (2) 学術奨励賞に応募する際には、学術集会に筆頭演者かつ発表演者として応募し、演題応募時の年度の年会費を支払っていることが条件となる。
- (3) 学術奨励賞は、基礎1演題、臨床1演題の2題とする。これに準ずるものを準学術奨励賞とし、基礎2演題程度、臨床2演題程度を選考する。
- (4) 本学学術集会開催前年の9月30日（本学会年度末）現在で40歳未満の正会員であり、学術奨励賞の審査を希望している発表演題の筆頭演者を対象とする。
- (5) 賞状および副賞を学術集会大会長と理事長の連名で、学術集会の閉会式において授与する。
- (6) 1つの演題が学会賞と学術奨励賞を受賞することはなく、学会賞が優先する。

第4条 学術奨励賞選考基準は次のように定める。

- (1) 委員は対象演題に対して選考を行い、その結果を大会長および学会理事長に答申した上で、受賞対象演題を決定する。
- (2) 委員は自らが共同発表者となっている発表演題に関しては評価し

ない。

(3) 委員が筆頭演者の演題は受賞できない。

(4) 対象演題はシンポジウム・ワークショップなどの主題演題あるいは一般演題を問わない。

(5) 委員は抄録の査読により基礎 3 演題程度および臨床 3 演題を選考する。選考されたものは学会において学術奨励賞候補セッションにて口頭発表し評価を受ける。

(6) 委員は対象演題に対し、プレゼンテーション (5 点満点)、科学的考察 (5 点満点) の計 10 点満点で評価する。学術奨励賞の受賞者は各委員の採点の合計が最高点であったものとする。最高点が同点であった場合は大会長の判断で決定する。

(7) 受賞式において、該当候補者 (共同演者を含む) が不在の場合は辞退とみなし、受賞を取り消すことがある。

【学会賞】

第 5 条 学会賞は次のように定める。

(1) 本学学術集会において、本学会の学術領域に関する研究の基盤学術成果があり、学会の発展に寄与する優れた発表演題を顕彰することを目的とする。

(2) 学会賞は学術集会に 1 件とする (該当する演題がない場合は該当なし、とする)。

(3) 年齢制限は設けないが、本学学術集会開催前年の 9 月 30 日 (本学会年度末) 現在で会員歴 5 年以上の正会員であり、学術集会に筆頭演者かつ発表演者として応募し、学会賞の審査を希望している発表演題を対象とする。

(4) 賞状および副賞を学術集会大会長と理事長の連名で、学術集会の閉会式において授与する。

(5) 1 つの演題が学会賞と奨励賞を受賞することはなく、学会賞が優先する。

(6) 受賞者は、学術奨励賞・学会賞選考委員会が決定し、理事長の承認を得る。

第 6 条 学会賞選考基準は次のように定める。

(1) 応募者は、基盤学術成果 (具体的には論文 1 報*) を提出する (* 論文 1 報は、過去 5 年間に公表された査読のある原著論文もしくは総説であり、申請者が第一著者あるいは **corresponding author** であることとする)。

(2) 委員は基盤学術成果と学術集会対象演題に対して投票による選考をおこない、その結果を大会長および学会理事長に答申した上で、受賞対象演題を決定する。得票数が同点であった場合は大会長の判断で決定する。

(3) 委員は自らが共同発表者となっている発表演題に関しては評価し

ない。

(4) 理事が筆頭演者の演題は受賞できない。

(5) 対象演題はシンポジウム・ワークショップなどの主題演題あるいは一般演題を問わない。

(6) 受賞式において、該当候補者（共同演者を含む）が不在の場合は辞退とみなし、受賞を取り消すことがある。

第7条 学術奨励賞・学会賞ともに演者が講演料を査収する演題は対象とならない。

第8条 受賞者は、学会誌への論文投稿を必須とする（原著あるいは総説形式）。

第9条 受賞者は、学会誌およびホームページにより公表する。

第10条 学会賞および学術奨励賞は各人それぞれ一回のみとする。ただし、準学術奨励賞については、この限りでない。

附則

この細則は平成31年2月2日から施行する。